

令和元年度後発医薬品使用促進計画

(別添2 様式例)

策定年月日 令和元年8月26日

自治体名 (福祉事務所名)	府中市 (府中市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			77.6%	80.0%	78.4%	1.6%
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計) レセプト点検員による点検による集計 集計期間:平成30年2月から平成31年1月(全レセプト数 2,557件) * 院外処方で先発医薬品が服用されたもの(1,551件) ① 患者の意向 136件(40.7%) ② 保険薬局の備蓄 76件(22.7%) ③ 後発医薬品なし 73件(21.9%) ④ その他 49件(14.7%) 2. 関係機関への説明の状況 レセプト点検員により、保険薬局の備蓄が理由で後発医薬品を調剤しなかった薬局のリストを作成しており、リストに基づき、電話にて、直接、薬局に対し、後発医薬品の使用促進、備蓄の改善の協力依頼を行っている。患者の意向を理由としたものは該当被保護者に対し適正に処方してもらうように注意を促している。			<対応方針> 被保護者への説明 ○ レセプト点検により患者の意向として先発医薬品の服用が明らかになった時点で、ケースワーカーが電話、訪問により原則服用について説明し指導。 関係機関への説明 ○ 生活保護制度における原則服用についてのパンフレット等を送付し、協力を得る。 ○ レセプト点検により先発医薬品の服用が明らかになった時点で、薬局に確認し、問題を解消するよう促す。 その他 ○ 被保護者に後発医薬品の利用を希望を表明するシールを配布し、お薬手帳に貼ることを指導し、薬局に後発医薬品の利用を希望していることを伝えやすくする。			
<使用促進が進んでいない原因> ○ 薬局及び被保護者の後発医薬品の使用促進に対する理解不足。 ○ 薬局における備蓄等の問題。			<備考>			

※ 毎年度 80%達成を目指す。